

食品安全委員会第 291 回会合議事録

1. 日時 平成 21 年 6 月 25 日（木） 14:00 ～ 16:18

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 農薬専門調査会における審議状況について

- ・「アルジカルブ」に関する意見・情報の募集について
- ・「アルドキシカルブ」に関する意見・情報の募集について

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

- ・「豚サーコウイルス（2 型）感染症（1 型－2 型キメラ）（デキストリン誘導体アジュバント加）不活化ワクチン（スパキシム PCV2/スパキシム PCV2 FDAH）」に関する意見・情報の募集について
- ・「ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（アビテクト NB/TM）」に関する意見・情報の募集について

(3) 化学物質・汚染物質専門調査会における審議状況について

- ・「米のカドミウムの成分規格の改正」に関する意見・情報の募集について
- ・「清涼飲料水関連 5 物質に関する意見・情報の募集について」
[1] クロロホルム [2] ブロモジクロロメタン [3] ジブロモクロロメタン
[4] ブロモホルム [5] 総トリハロメタン

(4) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

- ・「XAS 株を利用して生産されたヘミセルラーゼ」に関する意見・情報の募集について

(5) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

- ・農薬「スピロメシフェン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ビフェントリン」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「カルプロフェン」に係る食品健康影響評価について
- ・微生物・ウイルス「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ」に係る食品健康影響評価について

- ・新開発食品「体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品」に係る食品健康影響評価について
 - ・飼料添加物「ノシヘプタイド」に係る食品健康影響評価について
- (6) 食品安全モニターからの報告（平成21年4月分）について
- (7) 食品安全委員会委員としてのこの3年間を振り返って
- (8) その他

4. 出席者

(委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勧告広報課長、酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官、平原評価専門官

5. 配布資料

- 資料1-1 農薬専門調査会における審議状況について〈アルジカルブ〉
- 資料1-2 農薬専門調査会における審議状況について〈アルドキシカルブ〉
- 資料2-1 動物用医薬品専門調査会における審議状況について
 〈豚サーコウイルス(2型)感染症(1型-2型キメラ)(デキストリン誘導体アジュバント加)不活化ワクチン(スパキシンPCV2/スパキシンPCV2 FDA H)〉
- 資料2-2 動物用医薬品専門調査会における審議状況について
 〈ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン(アビテクトNB/TM)〉
- 資料3-1-1 カドミウムの評価の要点
- 資料3-1-2 化学物質・汚染物質専門調査会における審議状況について
 〈米のカドミウムの成分規格の改正〉
- 資料3-2-1 トリハロメタン類の食品健康影響評価
- 資料3-2-2 化学物質・汚染物質専門調査会における審議状況について〈クロロホルム〉
- 資料3-2-3 化学物質・汚染物質専門調査会における審議状況について
 〈ブロモジクロロメタン〉

- 資料 3-2-4 化学物質・汚染物質専門調査会における審議状況について
〈ジブロモクロロメタン〉
- 資料 3-2-5 化学物質・汚染物質専門調査会における審議状況について 〈プロモホルム〉
- 資料 3-2-6 化学物質・汚染物質専門調査会における審議状況について
〈総トリハロメタン〉
- 資料 4 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について
〈XAS 株を利用して生産されたヘミセルラーゼ〉
- 資料 5-1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
〈スピロメシフェン〉
- 資料 5-2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について 〈ピフェントリン〉
- 資料 5-3 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
〈カルプロフェン〉
- 資料 5-4 微生物・ウイルスに係る食品健康影響評価に関する審議結果について
〈鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ〉
- 資料 5-5 新開発食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
〈体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品〉
- 資料 5-6 飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
〈ノシヘプタイド〉
- 資料 6 食品安全モニターからの報告（平成 21 年 4 月分）について

6. 議事内容

◆見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 291 回会合を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。

お手元にございます「食品安全委員会（第 291 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いします。本日の資料は 20 点ございます。

資料 1-1 及び資料 1-2 が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 2-1 及び資料 2-2 が「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」。

資料 3 - 1 - 1 から資料 3 - 2 - 6 が「化学物質・汚染物質専門調査会における審議状況について」。

資料 4 が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」。

資料 5 - 1 及び資料 5 - 2 が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 5 - 3 が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 5 - 4 が「微生物・ウイルスに係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 5 - 5 が「新開発食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 5 - 6 が「飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 6 が「食品安全モニターからの報告（平成 21 年 4 月分）について」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

(1) 農薬専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

最初に「(1) 農薬専門調査会における審議状況について」でございます。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 資料 1 - 1 と資料 1 - 2 に基づいて御説明いたします。資料 1 - 1 が「アルジカルブ」、資料 1 - 2 が「アルドキシカルブ」の評価書（案）でございます。

まず資料 1 - 1 のアルジカルブの評価書（案）について御説明いたします。評価書（案）の 4 ページに「審議の経緯」の記載がございますが、本農薬につきましては、2003 年 7 月に、厚生労働大臣より、清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価について要請がございました。その後、ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されておりまして、2007 年 8 月に、厚生労働大臣より、残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

8 ページの「開発の経緯」に記載がございますように、アルジカルブは、コリンエステラーゼ活性阻害作用を有するカーバメイト系の殺虫剤でございます。浸透移行型の土壌処理殺虫剤ということでございます。我が国におきましては登録はございません。

「安全性に係る試験の概要」につきましては、9 ページ以降に記載がございます。今回の評価につきましては Jmpr 資料、米国の資料、豪州の資料を基に評価が行われております。

「動物体内運命試験」につきましては、ラット、イヌ、ヤギ、乳牛を用いて検討がされ

ております。いずれの動物におきましても、胃腸管からは速やかに吸収をされるということでございます。主要排泄経路は、いずれの動物におきましても尿中ということでございまして、ラットの成績につきましては10ページ、「表1」に記載がございますように、9割方は尿に排泄をされるという試験の成績でございます。

14ページに、「植物体内運命試験」の結果がまとめられております。ばれいしょ、てんさい、わた、らっかせいを用いて試験が実施されております。「表4」には、ばれいしょの試験成績が出ておりますけれども、主要代謝物BとDが比較的多く存在をしているという成績でございます。これは他の植物においてもほぼ同様の結果でございまして、主要な代謝物はBとDということでございます。

「毒性試験」の成績につきましては、19ページ以降にまとめられております。本農薬はコリンエステラーゼの活性阻害剤ということでございまして、コリンエステラーゼ活性阻害に基づく毒性の所見が主な所見となっております。

本農薬につきましては21ページに記載がございますように、ヒトを用いました「急性毒性試験」の成績も提出されているところでございます。

「反復投与毒性試験」の成績は22ページ以降にまとめられておりますが、例えばラットを用いました「表10」の90日間の亜急性神経毒性試験でございますけれども、ここに記載がございますように、赤血球あるいは脳のコリンエステラーゼ活性阻害が主な所見となっております。

25ページ以降に、発がん性試験の成績がまとめられております。ラットを用いた試験成績あるいはマウスを用いました試験成績が記載されておりますけれども、一部マウスを用いた試験で、肝細胞腫瘍あるいはリンパ腫の発生が増加したという結果が出ておりますが、他のマウスを用いた試験及びラットの試験では、発がん性は認められておりません。

29ページ以降には「生殖発生毒性試験」の成績がまとめられておりますが、繁殖能に対する影響あるいは催奇形性は認められなかったという成績となっております。

33ページの「表19」には「遺伝毒性試験」の概要がまとめられておりますが、一部、陽性の結果があるものの、大多数の試験で陰性の結果ということでございまして、本農薬につきましては生体において問題となる遺伝毒性はないものと考えられております。

最終的な「食品健康影響評価」につきましては、34ページに記載されているところでございます。

毒性量の最小値でございますけれども、先ほど御説明いたしましたヒトの急性毒性試験における女性の最小毒性量が0.025mg/kg体重であったということで、これをADIの設定根

拠としております。

安全係数でございますけれども、個体差の10と、最小毒性量を設定根拠としていることで、追加の係数10を用い、安全係数を100を用いまして、最終的なADIといたしましては0.00025 mg/kg 体重/日と設定をされているところでございます。

資料1-2のアルドキシカルブでございますが、アルドキシカルブは先ほど御説明をいたしました、アルジカルブの代謝物のDに相当するものでございます。先ほどのものと同様に、コリンエステラーゼの活性阻害作用を有するというので、オーストラリアにおきまして農薬の登録がされているというものでございます。

試験成績につきましては、先ほどのアルジカルブとほぼ同様の成績ということでございまして、時間の関係もございまして説明は省略をさせていただきます。

最終的な「食品健康影響評価」につきましては15ページに記載をされているところでございます。各毒性試験の成績につきましては16ページの「表8」にまとめられておりますが、この中で得られた無毒性量の最小値がイヌを用いました1年間の慢性毒性試験の0.11 mg/kg 体重/日であったということで、これを根拠として算出をされております。ただ、通常は安全係数100でございますが、今回のアルドキシカルブにつきましては、一部のデータを欠いているということで、追加の係数3を加えまして安全係数300を用いまして、最終的なADIといたしましては0.00036 mg/kg 体重/日と設定をされているところでございます。

農薬2品目につきましては、本日の委員会終了後7月24日までの30日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしく申し上げます。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本2件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 次の議事に移らせていただきます。

「（２）動物用医薬品専門調査会における審議状況について」でございます。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 資料２－１と資料２－２に基づいて御説明をいたします。

まず資料２－１の「豚サーコウイルス感染症不活化ワクチン」について御説明をいたします。評価書（案）の２ページの「審議の経緯」に記載がございますが、今回の評価につきましては、2009年４月に、農林水産大臣より製造販売の承認に係る食品健康影響評価について、また、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について、それぞれ要請があったものでございます。

５ページの「評価対象動物用医薬品の概要」というところに記載がございますように、本製剤の主剤は、病原性を持たない豚サーコウイルスの１型のウイルスカプシドタンパク質をコードする、オープンリーディングフレーム２を免疫原性のある豚サーコウイルス２型のオープンリーディングフレームに置換いたしまして作出をされました、PK-15細胞培養１型-２型キメラ豚サーコウイルス（1-2cPCV）cPCV1-2株でございます。バイナリエチレンイミンによって不活化をされているというものでございます。この製剤でございますが、豚サーコウイルス２型感染に対しまして用いられるワクチンでございます。

５ページの「５．開発の経緯及び使用状況等」に記載がございますように、豚サーコウイルスにつきましては、離乳後の多臓器性発育不良症候群などを起こすということで、こういうものが発症いたしますと、養豚経営に甚大な被害を引き起こすとされているものでございます。

今回の製剤の安全性評価の概要につきましては、６ページの「安全性に係る知見の概要」に記載がされてございます。「ヒトに対する安全性」の評価といたしまして、豚サーコウイルスの主要な宿主というのは豚であるということで、人獣共通感染症の病原体とは考えられていない。それから、主剤でございますcPCV1-2株は不活化されているということで、ヒトに対する病原性を持たないと評価をされているところでございます。

本製剤に添加剤として、アジュバント、不活化剤、保存剤、溶剤が用いられておりますけれども、添加剤の含有成分につきましては、ヒトの健康に影響を与えるものではないという評価となっております。

７ページにまいりますと、「豚に対する安全性」の試験の成績がまとめられておりますが、アジュバントの消長試験の結果でございますけれども、８ページの「表３」に記載が

ございますように、アジュバント摂取 84 日後では病理組織学的な検査での異常な所見は認められなかったということで、休薬期間として 84 日が設定されているところでございます。

その外、8 ページに記載されておりますように、豚に対する臨床試験の成績におきましても、安全性に問題はないという結果であったということでございます。

最終的な「食品健康影響評価」につきましては、9 ページに記載がございしますが、「本生物学的製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」という評価となっております。

続きまして、資料 2-2 の「ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン」の評価書（案）でございます。

2 ページの「審議の経緯」に記載がございすように、2009 年 4 月に、製造販売の承認に係る食品健康影響評価についての要請がございまして、同じく残留基準の設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

5 ページの「評価対象動物用医薬品の概要」に記載がございすように、本製剤の主剤は、発育鶏卵培養ニューカッスル病ウイルス MET95 株及び発育鶏卵培養鶏伝染性気管支炎ウイルス TM-86w 株ということでございます。ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎の予防に用いられ、点眼投与、飲水投与あるいは噴霧投与がなされるものでございます。

「安全性に係る知見の概要」につきましては、6 ページに記載がされております。

「ヒトに対する安全性」についての評価といたしましては、本製剤の主剤である発育鶏卵培養ニューカッスル病ウイルス MET95 株は弱毒株であるということでございまして、食品を通じてヒトの健康に影響を与えるものとは考えられないという評価となっております。また、鶏伝染性気管支炎は人獣共通感染症とはみなされていないということでございまして、ヒトに対する安全性は十分担保されるという評価でございます。

添加剤につきましても、これまでの使用状況等を踏まえすと、ヒトの健康に影響を与えるものとは考えられないという評価となっております。

「鶏に対する安全性」につきましても、点眼投与、経口及び噴霧投与それぞれの安全性試験が実施をされてございまして、鶏に対する安全性に問題はないという結果でございす。また、鶏に対する臨床試験成績を見まして、本剤の投与については安全であると考えられるという結果となっております。

最終的な評価は 8 ページの「食品健康影響評価」に記載がございすように、「本生物学的製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」という評価となっております。

2つの動物用医薬品の評価書（案）につきましては、本日の委員会終了後、7月24日まで、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えてございます。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしく申し上げます。畑江委員、どうぞ。

◆畑江委員 評価と直接関係ないんですけども、資料2-2の8ページの「その他」に「サルモネラ否定試験」というのがあるんですが、これはどういう試験でしょうか。教えてください。

◆北條評価課長 これは製剤の規格及び試験方法の中に設定されているもので、サルモネラ菌がないということを示すという試験です。

◆畑江委員 製剤の中にない。

◆北條評価課長 そうです。

◆畑江委員 ありがとうございました。

◆見上委員長 外に何かございませんか。

よろしいですか。

それでは、本2件につきましては、意見、情報の募集の手続に入ることとします。

(3) 化学物質・汚染物質専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 次の議事に移らせていただきます。

「(3) 化学物質・汚染物質専門調査会における審議状況について」でございます。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 資料3のシリーズに基づきまして御説明をいたします。

資料 3-1-1 と資料 3-1-2 でございますが、「カドミウム」の評価書（案）でございます。資料 3-1-2 の 4 ページを御覧いただきたいと思いますが、カドミウムにつきましては、既に昨年でございますけれども、食品安全委員会におきまして御評価をいただいております。

今回の評価でございますが、「第 2 版関係」ということで、2009 年 2 月、厚生労働大臣より米のカドミウムの成分規格改正に係る食品健康影響評価について、要請があったものでございます。

資料 3-2-1 から資料 3-2-6 までのものでございますが、こちらは、「トリハロメタン類の食品健康影響評価」でございまして、「クロロホルム以下 4 つの化合物」についての食品健康影響評価並びに「総トリハロメタン」の食品健康影響評価となっております。

この評価の要請につきましては、いずれも 2003 年 7 月でございますが、厚生労働大臣より清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価について、要請があったものでございます。

2 つのものの内容につきましては、これから担当官から簡単ではございますが、説明をさせたいと思います。

◆平原評価専門官 担当からご説明をさせていただきます。化学物質・汚染物質専門調査会におけるカドミウムと清涼飲料水中のトリハロメタン類の評価結果について、評価の要点について簡単に説明させていただきます。

まずは米のカドミウムの成分規格の改正に係るカドミウムの評価です。資料 3-1-1 を御覧ください。ここにカドミウムの評価第 2 版の要点をまとめております。「評価の経緯」について先ほど課長から説明がございましたが、もう一度おさらいさせていただきます。

2008 年 7 月に、「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性評価について」ということで、TWI として $7 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週を厚生労働省に答申しており、2009 年 2 月に、「米（玄米及び精米）のカドミウムの成分規格改正に係る評価要請」を受けております。この改正案としては玄米で 1 ppm、精米で 0.9ppm を、玄米、精米ともに 0.4ppm にするというものです。

その後、2009 年 3 月に、EFSA の評価が公表されました。このように新しい知見が公表されたことから、化学物質・汚染物質専門調査会では EFSA の評価を中心に、新規知見を確

認し、評価書を整理しました。具体的には、今年の4月と5月に汚染物質部会を開き、6月に幹事会を開いて「汚染物質評価書カドミウム（第2版）」として取りまとめました。

このように、今回の調査会での審議ではEFSAの評価が焦点となり、審議では、特にこのEFSAの評価内容について、日本の評価と比較検討されました。この両者の評価の考え方の違いについて、要点としてまとめています。

「EFSAと日本との評価の比較」ですが、EFSAの評価は、白人とアジア人、この中には高濃度曝露集団を含む者を対象としたメタアナリシスを行い、尿中 β 2-MG排泄量のカットオフ値を $300\mu\text{g/g Cr}$ としております。このカットオフ値の決め方が、今回の評価のポイントとなります。EFSAではこのカットオフ値を統計学的に300と算出しております。ここにつきましては、後ほど詳細に説明します。

この300が出た後、Hillモデル、CSAF係数、これは個人差を調整する係数ですが、これとワンコンパートメントモデルを適用して、TWIを $2.5\mu\text{g/kg}$ 体重/週と設定しています。ここで、尿中 β 2-MG排泄量というものは、カドミウム曝露による腎臓への影響を見る指標ですが、その指標値がカットオフ値、すなわち何らかの影響が見え始める値として、EFSAでは300としております。

このカットオフ値300というのは調査会の中でも審議がございましたが、可逆的な領域にある値で、これを越えたことによって臨床的に有害な影響が直ちに出るものではなく、あくまでも統計学的に算出したものでございます。この統計学的というのは分布の95%タイルを超える集団を、異常者と見なして算出した値でございます。括弧の中に書いていますが、このことから曝露低減を目指した目標値としての位置付けが強いと考えられるものでございます。

実際にEFSAの評価において、欧州各国における食事からの平均曝露量を見たところ、 $2.3\mu\text{g/kg}$ 体重/週となっております。TWIと似通った値であり、あくまでも目標値として考えているということでございます。

一方、日本の評価では、日本国内の日本人のデータを使い、カドミウム汚染地域と非汚染地域の住民を対象として、カドミウム摂取量と腎臓の近位尿細管機能に及ぼす影響を調べた、2つの疫学調査から評価を行っております。ここで汚染地域と書いていますが、これはイタイイタイ病が発生したような高濃度ではなくて、通常より少し高いレベルの集団のことを指しております。

日本では尿中 β 2-MGの排泄量のカットオフ値を $1,000\mu\text{g/g Cr}$ としております。この値は、1,000以上になると不可逆的となり、臨床学的に見ても1,000を超えなければ、腎

臓への影響が認められない値とされております。従って、1,000 を超えない場合には臨床学的に異常ではないとし、一生涯を通じたカドミウム摂取量が $14.4 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週であれば、健康に悪影響を及ぼさないレベルとされました。また、別の疫学調査においてその下の $7 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週においても同様に、健康に悪影響を及ぼさないレベルということが確認されたので、これら 2 つの疫学調査結果から、我が国では TWI を $7 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週と設定しております。

今、説明しましたように、今回の評価では、EFSA と日本の評価内容がポイントとなりました。その中でもカドミウム曝露による腎臓への影響を見る指標であるカットオフ値の採り方について EFSA と日本で、考え方が異なる点がポイントとなりました。すなわち、EFSA では統計学的にカットオフ値 300、日本では臨床学的な観点から 1,000 としております。このカットオフ値から設定された EFSA の TWI の $2.5 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週というのは、曝露の低減を目指した目標値としての位置付けが強い。一方、臨床学的な観点から設定した日本の TWI の $7 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週は、ヒトの健康への影響を見る上で、より実態を表した値と考えられると調査会では結論しました。

以上のことから化学物質・汚染物質専門調査会では、この EFSA の評価とその他の新しい知見を確認した上で、従来の変更にすることなく、TWI を $7 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週と設定しております。

裏のページを御覧ください。「日本人の食品からのカドミウム曝露状況（参考）」としております。参考に書いておりますが、例えば今回、米のカドミウムの成分規格の改正案として示されている 0.4ppm 以上の米を流通させないとした場合、そのときのカドミウム摂取量は、算術平均値で 3.44、中央値で 2.92、95 パーセントタイルで 7.18 となっております。この 95 パーセントタイルについては、摂取量分布は計算上のもので、分布図の右側は確率が非常に低い場合も考慮されている領域ということで、下に書いてありますとおり 0.4ppm とした場合においては、実際には TWI の $7 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週を超える人はほとんどいないと考えるのが妥当と考えております。

以上がカドミウムの評価の要点でございます。

資料 3-1-2 を御覧ください。詳細には説明しませんが、今回、「第 2 版」で新たに追加されたところのみを説明させていただきます。

評価書の構成ですが、第 2 版として、4 ページに「審議の経緯」を書いております。

7 ページには「要約」を書いております。

31 ページの下 4 行目から 32 ページの上 4 行目については、骨への影響についての新し

い知見について追加しております。

35 ページの上から 7 行目、「EC (2007) の報告では」は、特に EFSA の評価の中で触れられている発がんに関する知見について、今回新たに第 2 版として追記しました。

36 ページ真ん中辺りから、「Nawrot ら」と「Menke ら」という 2 つの論文について追記しています。一つは、血中カドミウム濃度及び尿中カドミウム排泄量と死亡率の関係を示したものの、もう一つは、尿中カドミウム排泄量とがん、心疾患、心血管疾患、冠状動脈性心臓病及び全死亡要因による死亡率との関係を示した知見について、追加しております。

40 から 41 ページにかけて、先ほど説明いたしました今回の EFSA の評価の内容について、詳細に記載しております。

47 ページからですが、「食品健康影響評価」となっております。この中で新しく追記しているのが、47 ページの下から 2 行目の発がんについてです。48 ページの 1 行目ですが、「これらの報告は、カドミウム以外の交絡因子の関与が否定できず、明確な用量－反応関係が示されていないことから、定量的なリスク評価のために十分な知見とは言えないが、発がんに関する知見については、引き続き注意を払っていく必要がある。」と追記しております。

55 ページに「耐容摂取量の設定」とあります。ここに、先ほど御説明いたしましたカットオフ値を、日本では 1,000 とし、EFSA では 300 としていることについての詳細な考察を書いています。

56 ページの「結論」の「根拠」の一番下の行ですが、「総合的に判断して $7 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週に設定することが妥当である。」ということで、最終的には従来の TWI を維持することにしております。

57 ページ、ここで先ほど参考として述べました日本人の食品からのカドミウム曝露状況を詳細に記載しております。

最後に 72 ページですが、「引用文献」として第 2 版関係で追加した文献について、ここに記載しております。

以上がカドミウムについての評価でございます。

続きまして、清涼飲料水のトリハロメタン類の評価の概要について説明します。資料 3-2-1 を御覧ください。今回トリハロメタン類として評価依頼されたものは、この 4 物質と総トリハロメタンでございます。これは、今年の 3 月と 4 月に清涼飲料水部会で審議された後、6 月の幹事会を経て調査会の評価として取りまとめられました。資料 3-2-1 を中心に全体を説明します。

資料 3 - 2 - 1 の裏のページを御覧ください。これら物質を評価するに当たり、清涼飲料水部会では、平成 20 年 9 月 2 日に、「ヒトに対する経口発がんリスク評価手順」というものを、清涼飲料水を対象として作成しております。ここで発がん物質、これは、ヒトに対する発がん物質ですが、発がん物質の場合、発がん影響の評価と非発がん影響の評価を行うとしており、発がん性に対する遺伝毒性の関与が「ない」か、「不確実」か、「ある」かということに基づいて手順を作成しております。今回のトリハロメタンの評価につきましても、この手順に基づいて評価を行いました。

先ほどの 1 枚目に戻っていただきまして、まず、「クロロホルム」、「プロモジクロロメタン」、「ジブロモクロロメタンプロモホルム」ですが、「動物実験における発がん性」については、いずれも、ラットあるいはマウスで腎臓がん、肝細胞腺腫、大腸ポリープ等、発がんに関する知見が述べられています。このことから、これらの 4 物質は、ヒトに対して発がん性の可能性は否定できないと考えました。

「発がん性への遺伝毒性の関与」はどうかと、見たところ、いずれも「ないと考えられる」ということです。先ほどの裏のページですが、一番左端の「発がん物質に対する遺伝毒性の関与がない」というところに基づき、「発がん性に関する NOAEL をもとに TDI 算出」ということで、TDI を算出しました。ここで「※ 2」ですが、「NOAEL が求められないときはベンチマークドース法を考慮」ということで、今回はこれについても検討を行っております。

1 枚目に戻っていただきまして、それぞれ「発がん影響」と「非発がん影響」について、裏のフローに従って評価を行いました。クロロホルムについては、発がん影響は、マウスを用いた 80 週間の強制経口投与試験における腎尿細管腫瘍に基づき、NOAEL を 14.6mg/kg 体重/日とし、種差、個体差、発がん性としてそれぞれの不確実係数を 10、トータルで 1,000 の不確実係数を適用して TDI を 14.6 μ g/kg 体重/日としております。

一方、非発がんの影響では、①に書いている影響指標で LOAEL が 12.9 mg/kg 体重/日が得られました。ここで不確実係数としては追加の LOAEL 10 を含めて 1,000 を適用して、TDI を 12.9 μ g/kg 体重/日としております。ここで LOAEL しか得られませんでしたので、ベンチマークドース法について検討した結果、BMDL としては 1.0 mg/kg 体重/日となり、不確実係数は種差、個体差の 10 を適用して TDI は 10 μ g/kg 体重/日となりました。ここで発がん影響と非発がんの影響をトータル的に判断して、最終的には非発がんでの LOAEL から TDI 12.9 μ g/kg 体重/日を採用しております。この 12.9 μ g/kg 体重/日はベンチマークドースから得られた TDI の 10 μ g/kg 体重/日から見ても、妥当な値と判断しております。

ブロモジクロロメタンですが、これも発がん影響と非発がんの影響について評価し、発がん影響についてはマウスを用いた 102 週間の強制経口投与試験における、腎の腫瘍と腺がんを合わせた発生頻度の上昇から、NOAEL として 25 mg/kg 体重/日が得られました。ここで不確実係数は追加の発がん性を考慮し、TDI を 25 μ g/kg 体重/日としています。非発がん影響は①に書いている指標で LOAEL として 6.1 mg/kg 体重/日が得られましたので、不確実係数として追加の LOAEL として 10 を踏まえ、TDI として 6.1 μ g/kg 体重/日としております。同様に LOAEL が得られたのでベンチマークドース法を検討した結果、TDI としては 7.8 μ g/kg 体重/日となりました。これについても発がん、非発がんを総合的に判断して 6.1 μ g/kg 体重/日という TDI を最終評価としております。

ジブロモクロロメタンについても、発がんの影響については①の影響から、LOAEL を 50 mg/kg 体重/日としています。ここで LOAEL のみ得られたので、ベンチマークドース法を検討し、TDI として 34.5 μ g/kg 体重/日が得られました。非発がんの影響について見たところ、①の影響から今回は NOAEL が得られまして 21.4 mg/kg 体重/日ということで、最終的には 21.4 μ g/kg 体重/日としております。

ブromoホルムについては、発がんの影響は①のラットの大腸の腺腫様ポリープ及び腺がんに基づいて LOAEL を 100、ベンチマークドース法で 124 mg/kg 体重/日、発がんを考慮して TDI として 124 μ g/kg 体重/日。非発がんの影響としては NOAEL が得られたので、これを基に、亜急性試験での追加の不確実係数 10 を考慮して、TDI としては 17.9 μ g/kg 体重/日としました。両者を最終的に判断して 17.9 μ g/kg 体重/日という TDI を設定しております。

最後に「総トリハロメタン」ですが、最終的な結果として TDI は設定できないと判断しました。これは総トリハロメタンの TDI を設定できる毒性知見が見当たらないということと、総トリハロメタンの毒性は、それぞれのトリハロメタンの単純な総和として考えるのは難しいということです。もう一点、トリハロメタンが 2 種以上存在する場合には、相乗作用があるとの明らかな証拠はないということに基づき、TDI は設定できないと評価を行いました。

以上がトリハロメタン類全体の評価でございます。

続いて資料 3-2-2 から資料 3-2-6 に、これらの詳細な評価書がございます。例えば少シクロホルムについては、資料 3-2-2 ですが、構成についてお話をいたします。

2 ページ目に、「審議の経緯」をまとめています。

4 ページ目に「要約」をまとめており、6 ページ以降が「安全性に係る知見の概要」ということで、毒性に関する科学的知見をまとめています。基本的にこの評価者は、ここに

書いておりますように「WHO 飲料水水質ガイドライン、EPA/IRIS のリスト、ATSDR の毒性的プロファイル、IARC のモノグラフ、WHO LPCS 等を基に、毒性に関する主な科学的知見を整理した」というまとめ方をしております。

29 ページから、「食品健康影響評価」について、今、御説明した内容について詳細に書いております。30 ページの真ん中の下辺りから最終的な結論を書いています。最後に「参考」として、水質基準の 100% である濃度の水を、体重 50kg の人が 1 日 2 L 摂取した場合、この TDI を超えるのは約 5 分の 1 であると記載しております。

以上がクロロホルムに関する評価書で、その他 4 物質についても同様な構成で結論を記載しております。

最後に、資料 3-2-6 の総トリハロメタンを御覧ください。ここの 5 ページ目ですが、「食品健康影響評価」として上から 5 行目辺りに、先ほどご説明した総トリハロメタンの TDI は設定することはできないとの内容を書いております。

また、「なお書き」として「清涼飲料水中の総トリハロメタンの管理基準を検討する際には、個々のトリハロメタンの TDI を考慮した上で、実現可能な範囲でできるだけ低く設定することが重要である。」ということに記載しております。

以上が清涼飲料水のトリハロメタン類に関する評価でございます。

以上、化学物質・汚染物質専門調査会での評価結果についてご説明させていただきました。

◆北條評価課長 担当官からの説明は以上でございますが、資料 3 の評価書（案）につきましては、本日の委員会終了後、7 月 24 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしく願いいたします。長尾委員、どうぞ。

◆長尾委員 質問ではないんですけれども、カドミウムのようなこういう難しい問題を、これは国際的に見ても十分堪えるような形で評価ができたと思います。

◆見上委員長 どうもありがとうございます。外に何かございませんか。本間委員、どうぞ。

◆本間委員 このようなものを取りまとめる過程で、国内での地域差というのはかなりあるものなんでしょうか。

◆平原評価専門官 曝露状況につきましては、例えばクロロホルムにつきましては29ページですが。

◆見上委員長 これは資料3-2-2ですね。

◆平原評価専門官 資料3-2-2の29ページに曝露状況がございまして、これは水道水での検出状況を書いております。どこの地域で、どのような曝露状況かについての個々の地域差についての詳細なデータを現在、持っておりませんのでお答えすることはできませんが、基準値を超えていないということは示されています。

◆見上委員長 よろしいですか。

◆本間委員 はい。

◆見上委員長 外に何かございますか。小泉委員、どうぞ。

◆小泉委員 水道水にはいろいろ基準がありますが、清涼飲料水、いわゆるペットボトルに入って売られているようなものについて、基準をどうしようということになります。したがって、地域差というより、むしろその飲料水を、たくさん飲む人と飲まない人との差の方が大きいのではないかと思います。

◆見上委員長 外に何かございますか。

よろしいですか。すごく時間の掛かった評価なんですけれども、これだけの膨大な資料ですから、皆さん読むのも大変だと思いますが、よく読んでご理解ください。我々は途中の段階で読んでいるわけなんですけれども、聴衆の皆さんはどうぞそのようにしてください。

外に何かございますか。

よろしいですか。

それでは、本2件に関しましては、意見・情報の募集手続に入らせていただきます。

(4) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 次の議事に移らせていただきます。

「(4) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」でございます。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されております。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 資料4に基づいて御説明いたします。「XAS株を利用して生産されたヘミセルラーゼ」の食品健康影響評価でございます。

1ページの「審議の経緯」に記載がございますように、2009年2月に、厚生労働大臣より評価の要請があったところでございます。

3ページを御覧いただきたいと思いますが、本ヘミセルラーゼを産出するXAS株は、*B. subtilis* 168株の突然変異株でありますDB102株及び1-85株を宿主とし、挿入遺伝子は*B. subtilis* 168株由来のヘミセルラーゼ遺伝子、ヘミセルラーゼ遺伝子のターミネーター並びに*B. amyloliquefaciens*由来の α -アミラーゼ遺伝子のプロモーターでございます。

宿主でございますDB102株のプロテアーゼ遺伝子を、相同組換えによって欠失させまして、BS154株を構築いたしまして、そこにベクターを用いまして先ほど御説明した挿入遺伝子を導入して、作出をされているというものでございます。

評価でございますけれども、結論から申し上げますと4ページの真ん中に記載がされておりますように、上の(1)から(7)に示される知見によりまして、*B. subtilis*及び*B. amyloliquefaciens*間では、自然に遺伝子交換がなされていると考えられ、XAS株と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在し得ると考えられるという評価となっております。

したがって、この食品健康影響評価の結果に記載がございますように、いわゆる安全性評価ガイドラインに従いまして、安全性評価を行う必要のないものと判断をしたという結果となっております。

本評価書(案)につきましては、本委員会終了後、7月24日までの30日間、国民からの御意見・情報の募集をしたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしくお願ひします。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

今日は結構、量があるんですけども、順調に進んでいるようなので、もう少し続けましょう。

(5) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

◆見上委員長 次の議事に移らせていただきます。

「(5) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

農薬2品目につきましては、専門調査会における審議が終了いたしております。また、動物用医薬品1品目、「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ」、「体細胞クロールン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品」及び飼料添加物1品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

まず、農薬2品目につきまして事務局から説明願ひます。

◆北條評価課長 資料5-1と資料5-2に基づいて御説明いたします。

資料5-1、「スピロメシフェン」の評価書でございます。3ページの「審議の経緯」に記載がございますように、本農薬につきましては既に食品安全委員会におきまして評価をいただいたものでございます。今回の評価の要請は、「第2版関係」ということで、2008年12月に、農林水産省より適用拡大、これはなすとももなどでございますが、申請がございまして、これを受けまして、2009年1月に、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について、要請があったものでございます。

適用拡大ということで、通例ですと作物残留試験の成績だけが追加をされておりますけれども、今回は毒性試験についても追加のデータがございました関係で、専門調査会の方で御検討をいただいております。

追加された箇所を簡単に御紹介いたしますと、20ページ、「6. 作物残留試験」でございます。追加された作物に伴いまして記載の整理がされているところでございます。

少し飛びますけれども、31ページ、「13. 遺伝毒性試験」でございます。前進突然変異

試験が今回追加をされておりまして、「表 31」に記載がございますように、前進突然変異試験は陰性という結果でございました。

その外、修正といたしましては、「別紙 3」と「別紙 4」、これは追加された作物のデータによる改訂であるとか、別紙 4 は推定摂取量もそれに伴いまして改訂をされたということでございます。

資料 5 - 2 の「ピフェントリン」の評価書（案）でございます。これも評価書（案）の 3 ページの「審議の経緯」を御覧いただくとお分かりになると思いますが、今回の評価の要請は、エンサイとすももの適用拡大の申請に伴いまして、評価の要請があったものでございます。これにつきましても作物残留試験の成績以外に毒性試験の追加データがございました関係で、専門調査会におきましても確認をお願いしております。

追加されたデータといたしましては、15 ページ、「(5) ラットにおける血漿中代謝物の分析」という項目に関連するデータでございます。

22 ページ、「6. 作物残留試験」の結果の記載でございます。これも追加された作物に伴いまして改訂をしております、併せまして、後ろの「別紙 3」と「別紙 4」につきましても改訂がされているところでございます。

25 ページ、「9. 眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験」のうち、ibm GOHI モルモットを用いた皮膚感作性試験の試験成績が追加されておりまして、結果は皮膚感作性は陽性であったということでございます。

31 ページ、「(3) 発生毒性試験（ラット）②」が追加されております。

32 ページ、「(5) 発達神経毒性試験（ラット）」も追加されているところでございます。

こうした追加試験の結果も踏まえまして、35 ページ、「食品健康影響評価」の中の下から 3 分の 1 のところに「各種毒性試験結果から、ピフェントリン投与による主な影響は振戦等の神経毒性であった。遅発性神経毒性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。」ということで、この部分が追加になっているというところでございます。

併せまして、37 ページの「表 34」も先ほど追加された、「発生毒性試験②」と「発達神経毒性試験」の部分が追加されているところでございます。

以上、資料 5 - 1 と資料 5 - 2 について御説明いたしました、最終的には ADI の変更がございませんでしたので、今回の評価書につきましても、国民からの御意見・情報の募集を行わず、そのまま関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしくお願いします。

よろしいですか。要するに意見・情報の募集は行わないということです。外に何かございませんか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「スピロメシフェンの一日摂取許容量を 0.022mg/kg 体重/日と設定する。

ビフェントリンの一日摂取許容量を 0.01 mg/kg 体重/日と設定する。」ということで、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 続きまして、もう 1 品目やりましょう。動物用医薬品 1 品目につきまして、説明願います。

◆北條評価課長 資料 5-3 に基づいて御説明をいたします。「カルプロフェン」は、動物用医薬品として用いられます消炎剤でございます。

2 ページの「審議の経緯」に記載がございますように、本動物用医薬品につきましては、ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されておりました。今回の評価の要請は、基本法 24 条 2 項に基づく評価の要請でございます。評価書(案)につきましては、本年 1 月 8 日から 2 月 6 日まで、国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

結果でございますが、後ろから 2 ページ目に記載がございますように、1 通御意見が寄せられております。御意見の内容でございますけれども、真ん中の方に記載がございますが、「本案は既存評価書の翻訳にとどまり、当然予想される毒性についての情報提供や考察を欠いている」。「簡易評価の必要性は理解するがその方法、扱いについて再考を求めたい」といった御意見でございました。

専門調査会からの回答でございますけれども、今回の評価につきましては、国際的なリスク評価機関あるいは外国政府機関のリスク評価書を活用して行うということで、他の動物用医薬品等についても同じような方法で評価を行っているということを記載してございます。

評価書（案）で設定されております ADI は最も低い NOAEL を基に種差あるいは個体差を考慮した上で設定をしているということで、人の健康に与える影響について、十分な安全性を見込んでいるものと考えているという答えでございます。

いずれにしても「ADI に基づき適切なリスク管理措置が講じられる限りにおいては、食品を介して懸念される影響は起こり得ないと考えられます」という回答をさせていただいております。なお、評価書につきましては事務局でチェックをいたしまして、一部、最後のページに記載のとおり修正をさせていただきたいと思っております。

ADI については変更はないということで、専門調査会の結果をもちまして、関係機関に通知をいたしたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたらどうぞ。

◆畑江委員 内容ではないんですけれども、一番最後のパブリックコメントの実施期間が 2 月 6 日に終わっていますが、かなり時間が経っていますね。何か特別な理由でもあるのでしょうか。

◆北條評価課長 特段の理由はございませんで、若干専門委員の先生方の御意見を伺うのに少し時間を要したということでございます。

◆見上委員長 外に何かございますか。本間委員、どうぞ。

◆本間委員 この御批判の部分ですね、やはり情報なりデータがないものがあるという場合に幾らでもこれから起こり得る、あり得るコメントの対象になるような気がするんですけども、この辺は我々が活用できるデータなり情報というのは限度があるというか、ないものは、いたし方ないということ、やはりきちんと主張しないと、同じことをまた言われるような気がいたしますが、確かに御理解がされていない御批判のように思えます。

◆北條評価課長 食品安全委員会の先生方の御要請でもあり、事務局といたしましても、できるだけ集められ得るデータは集めて、それで評価を基本的には行うというのが原則だ

ろうと考えております。いただいた御意見というのはやはり貴重なものとして、我々は受け止めているというところがございます。

◆見上委員長 外に何かございますか。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますけれども、「カルプロフェンの一日摂取許容量を 0.01 mg/kg 体重/日と設定する。」ということで、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、ここで 10 分ぐらい休憩を取りましょう。休憩は初めてのケースなんですけれども、このメンバーでやる食品安全委員会は最後となりますので、少し休憩を取って、リラックスしたムードで最後までやりたいという勝手な理由なんです。10 分間休憩を取るということで、皆様方にとって後ろの時計の 3 時 20 分からやりましょう。

(休憩)

◆見上委員長 それでは、引き続きまして、「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ」に係る食品健康影響評価につきまして説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料 5－4 に基づいて御説明いたします。微生物・ウイルスに係る食品健康影響評価でございます。

評価書の 2 ページの「審議の経緯」に記載がございますように、今回のカンピロバクター・ジェジュニ／コリに係る食品健康影響評価につきましては、いわゆる自ら評価として選定された評価案件でございました。

審議の経緯の 2 ページから 3 ページまでには、これまでの審議の経過が記載されておりますが、本年の 5 月 14 日、評価書（案）について、当委員会に御報告をさせていただいた以降、5 月 14 日から 6 月 12 日まで、国民からの御意見・情報の募集を行いました。

この間、自ら評価の案件であったということもございまして、6 月 3 日には、福岡におきまして、6 月 5 日には東京におきまして意見交換会も開催されております。

パブリックコメントの結果でございますけれども、3 通ほど御意見をいただいております。

まず、1つ目の御意見でございますけれども、20ページにある、カンピロバクター食中毒の発生状況は過少評価である可能性が高いということで、御意見いただいた方は、臨床医の方でございますして、診療の中でいろいろな事例などを御覧になっていただいている方だと思われまますけれども、いずれにしても発生状況はもう少し多くあるのではないかとこの御意見でございます。

また、参考の2ページ目の上の方でございますけれども、後段の方では、塩素濃度管理については、食肉処理場だけでなく、家庭や料理店に至る川下まで、重要性を広く報じてほしいといった御意見となっております。

専門調査会の回答でございますけれども、御指摘いただいております20ページのカンピロバクター食中毒の年次別の発生状況の表は、厚生労働省の食中毒統計より作成をしているものでございます。食品衛生法に基づいて、厚生労働大臣に報告された事例というものが集計されているということでございます。

御指摘のとおり、食中毒統計は、実態を必ずしも反映しているとは言えないということもございまして、評価書(案)の67ページのところにも、「現在行われている食中毒患者数の把握手法についても、精度の高い手法の開発が必要と考える」ということで、専門調査会におきましても、今後のリスク評価に向けた課題として認識をしているというものでございます。

それから、いろいろな情報を川下まで広く行き渡らせてほしいということにつきましては、これは、今後とも情報提供に努めていきたいと考えているという回答とさせていただきます。

2つ目の御意見でございますが、2ページの2番というところでございます。ふぐ同様に免許制を敷き、生産流通段階からカンピロバクター・フリーの製品のみを扱う店のみとすることを提唱したいということでございます。

これは、リスク管理機関において検討いただくような内容でございますので、厚生労働省にお伝えをしますという回答にさせていただきます。

3つ目、14ページの7行目の指摘されております箇所でございますが、食鳥処理段階以降では、菌数の増加は困難なことから、食鳥処理段階「以降」で菌数低減を図ることがより効果的な対策と考えられるとして、この「以降」というものを「以前」に変更する方がいいのではないかとこの御指摘。すなわち、農場段階での対策は、より効果的な対策と考えられるという御指摘でございます。

これについては、確かに食鳥処理段階「以前」の低減策が効果的ということであるとい

うことではございますが、ただ、現状では、農場段階での効果的な菌数低減策がないという
ことで、食鳥処理段階以降での菌数低減策が必要と考えているということでございます。

少しこの辺のところを分かりやすくするために、追って御説明するように修文をさせて
いただくということとしたいと思います。

4つ目の御指摘でございますけれども、生食に供されている鶏肉の主体は、長期飼育し
た鶏で、農場のカンピロバクター感染率が高くなり、処理場の交差汚染も高くなることか
ら、「生食鶏肉の生産方式」と「処理場」を絞り込むことが必要と思われるという御指摘
でございます。

この長期飼育鶏に関する議論というのは、ワーキンググループの中でも行われておりま
す。生食に供される鶏肉の生産方式、処理方式に関するデータというものがなく、長期飼
育鶏の感染率などのデータが乏しいという状況にあるということでございます。

ただ、御指摘はもっともということもございまして、御指摘を踏まえ、57ページのと
ころでございますが、「(5) 今後の定量的リスク評価に向けた課題」の1つとして追加記
載をするということとさせていただきたいと思います。

3ページの方の5番目の御意見でございます。これは、大分、長文といたしますか、幾つ
かの御指摘をいただきまして、次のような汚染低減対策を情報提供しますということで、
かなりいろいろな項目にわたりまして御意見をいただいております。

これは、お寄せいただいているものが、すべてリスク管理に係る内容ということでもご
ざいますし、この内容を見ますと、農林水産省に、御意見をお伝えするのが適切かと考え、
このような回答にさせていただいております。

4ページ目のところに、先ほどいただいた御意見を踏まえて修文を幾つかさせていただ
きたいと考えておりまして、「評価書の変更点」に記載の「変更後」というところに記載
のように、追記あるいは修文をさせていただくということとしたいと思います。

5ページ以降に、「別紙」としてお付けしております。見え消しの修文でございます。
これは、6月3日と5日に開催されまして、意見交換会におきまして、生食する人と生食
しない人に分けたデータを示してほしいという御意見がございまして、これは、もっとも
な御指摘ということで、一応、分けてデータの記載をさせていただくということでの修文
でございます。5ページから9ページにわたりまして、分けた形でのデータの記載とさせ
ていただきたいと思います。

大変貴重な御意見をいただきまして、その御意見に従いまして、先ほど御説明したよう
な改定をした上で、公表したいと考えているところでございます。

説明は、以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、微生物・ウイルス専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、そのポイントを要約しますと、「カンピロバクター食中毒低減に向けた6種類の単独対策のうち、高いリスク低減効果が示された、生食割合の低減についての啓発に努めることが重要である。

また、各対策の組み合わせによって高いリスク低減効果が示されたことから、施策の実施に当たっては、フードチェーン全般にわたる関係者間で連携を図ることが必須となる。そのほか、具体的な対策の検討に当たり留意すべき事項及び今後のリスク評価に向けた課題について示された。」ということになると思うんですけれども、それでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、事務局は、本結果を厚生労働大臣及び農林水産大臣に通知して、適切なリスク管理措置を検討するよう伝えてください。

それでは、続きまして、「体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品」に係る食品健康影響評価につきまして説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料5-5に基づいて御説明をいたします。

評価書の3ページ、「審議の経緯」に記載がございますが、体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品についての評価要請は、今年の4月に、厚生労働大臣からなされております。

審議の経緯に記載がございますように、新開発食品専門調査会の下にワーキンググループを設置いたしまして、評価書(案)の作成の検討をお願いしております。

新開発食品専門調査会におきまして了承を得、本年の3月12日に食品安全委員会に御報告をし、その評価書(案)につきまして、本年の3月12日から4月10日まで、国民からの御意見・情報の募集を行いました。

大変多数の御意見が寄せられまして、後ろの方に「参考」として付けさせていただいておりますが、全部で172通の御意見が寄せられております。

科学的な評価に係る御意見もかなりたくさん含まれていたという関係もございまして、この御意見につきまして、本年6月8日に、新開発食品専門調査会を開催いたしまして、その回答等について御議論をいただきました。御議論を経まして、最終的な回答が参考というところでまとめられているわけでございます。

172 通の御意見をいただきまして、意見数といたしましては、336 件いただいております。その 336 件の内訳でございますが、大体 4 割方が評価の内容についてでございます。

例えば、死亡率が高い原因が不明ではないか。それから将来的な影響が不明である。十分な数のデータが得られていないのではないかと御指摘などが多く寄せられていました。

それから、意見数として次に多かったのが、倫理、動物福祉、流通、表示というものについての御指摘でございます。意見数 336 件のうちの大体 25%をこれらの意見が占めておりました。生命倫理、生物多様性、動物福祉など、別の機関で行うことも含め、総合的に検討すべきだといったような内容。あるいは表示を義務付けるべきといったような御指摘が多く寄せられておりました。

その他、リスク管理機関への提言といたしまして、環境影響、倫理、道徳、社会経済などに係る議論というものがリスク管理機関で審議されるように、食品安全委員会の方から提言をすべきではないか、このような御意見も寄せられております。

また、体細胞クローン技術を使って生産する必要性というものがあるのだろうかという御指摘あるいは御意見というものが寄せられております。

その他の意見としましては不安なので反対、あるいは絶対に食べたくないし、子どもに食べさせたくないという批判的な御意見というものも大分寄せられております。

一方で、従来繁殖方法の改善、発展に力を注ぐべきだといったような肯定的な御意見もかなりの数寄せられております。

172 通いただいておりますけれども、50 を超える方々からはそういう賛同するという御意見もいただいていたという結果でございます。

参考の 1 ページから 15 ページに、いただきました 336 の御意見というものを整理いたしまして、54 の項目に分けて、それらにつきまして、それぞれ新開発食品専門調査会としての回答を記載させていただいております。

No. 1 から 12 ページの 41 番までに記載されているのが、科学的な評価の内容に係る御意見でございます。

一つひとつは時間の関係もございまして、説明はいたしません、既に評価書の中で言

及されているような項目がほとんどであったということで、その評価書の記載を踏まえて調査会の回答ということとさせていただきます。

参考の 13 ページの 42 番以降には、リスクコミュニケーションの場を多く設定することを求めるとか、あるいはリスク管理機関サイドへの提言のような内容。

それから、先ほど申し上げた倫理あるいは動物福祉、流通、表示といったような内容が記載されてございます。

15 ページの方には、53 番といたしまして、不安なので反対とか、納得ができないとか、そういう御意見。

逆に 54 番では、安定供給につながるとか、おいしい肉を安全に供給されると、そういう御意見を整理いたしまして、まとめさせていただきます。

調査会において、いろいろ御議論をいただきましたけれども、最終的に案として御提示いたしました評価書につきまして、大きく修文するという必要はないという結果となっております。最後のページに「変更前」と「変更後」の「評価書の変更点」が記載されておりますけれども、ほとんど文言の整理という内容となっております。

したがって、本評価書（案）につきましては、最後の変更点の修正をもちまして、厚生労働省に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願います。

野村委員、どうぞ。

◆野村委員 私は、現時点での科学的知見に基づくものということで、これで結構だと思います。

ただし、既に、今も課長から説明がありましたけれども、これは非常に新しい技術でありますので、国民の不安も大きいと思います。これはよくあるケースなんですけれども、したがって、できるだけ情報を公開し、それから国民の理解を深めていくということが、今後必要であると思います。

それから、今、説明がありましたけれども、管理部門に関する要請というものも大変多かったと思いますので、この問題については、是非、意見・情報をまとめたもの、あるいは専門調査会の見解も取りまとめまして、管理機関の方にしっかりと提供していただきました。

いと思います。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

本間委員、どうぞ。

◆本間委員 気楽にという言葉に甘えまして、私は一番やってみたいのは、最後の54番に書いてあることです。「おいしい肉を安全に供給すること」、食べ物なわけですから、これは当然大事なことなのです。もう1つは、食べてみるという率直な評価は、いけないことなんでございましょうか。やはり食べ物であるならば、やはりどんなものだという官能試験をやり、そういう中で、我々が新しい技術の評価する、親しんでいくというのも、もう一方で、やはり技術を先導するというか、そういう方向性はないものでございましょうか。

要するに、食べたことがないクローン牛を議論してもしようがない話でありまして、安全だということを委員会が評価したならば、ある日、ここに出席された方にはサイコロを1つずつ味わう機会があるとか、そういう方向性も欲しい気がいたします。

◆見上委員長 どうも貴重な御意見をありがとうございました。実験室で、例えば昔よく自分で実験に使った鶏を食べるようなことはしましたが、鶏の場合は食品衛生法に違反にならないと思うんだけど、大きな牛は殺すところから大変だから何か問題があるかも分かりませんね。いずれにしても、いつか管理官庁の方にお聴きください。要するに、いろいろな法律で勝手に殺せないんです。そういうわけで、私はよく分かりませんがね。

◆本間委員 でも、やはり殺してはいけないというのではなくて、きちんと手続をして、やはり技術ということは、実際のもので評価すると、そういうことによって偏見というのは取り除かれる気がいたしますので、いつの日か私も傍聴しに来たときに、ここでサイコロが出ることを願っております。

◆見上委員長 外に何かございせんか。

畑江委員、どうぞ。

◆畑江委員 野村委員の意見と同じなんですけれども、ここの寄せられた意見の中に、倫理とか動物福祉とか、生命倫理、生物多様性とか、そういう意見が結構ありましたね。これはどこで議論するのか分からないんですけれども、こういう意見があったということを管理機関には是非伝えていただきたいと思います。

◆見上委員長 分かりました。外に何かございませんか。

それでは、本件につきましては、新開発食品専門調査会におけるものと同じ結論となりますけれども、

「現時点における科学的知見に基づいて評価を行った結果、体細胞クローン牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品は、従来の繁殖技術による牛及び豚に由来する食品と比較して、同等の安全性を有すると考えられる。

なお、体細胞クローン技術は、新しい技術であることから、リスク管理機関においては、体細胞クローン牛及び豚に由来する食品の安全性に関する知見について、引き続き収集することが必要である。」

ということによろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 なお、国民からの御意見・情報の募集結果について、多くの意見・情報をいただいております。食品の安全性に関すること以外の関係機関に対する御意見も多数いただいております。また、体細胞クローン家畜由来食品については、社会的な関心も非常に高いことから、本件に関して行った意見・情報及びそれに対する回答をまとめたものを関係機関に情報として提供していただきたいと思います。

それでは、続きまして、飼料添加物1品目につきまして説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料5-6に基づいて御説明をいたします。飼料添加物「ノシヘプタイド」の評価書でございます。

3ページの「審議の経緯」に記載がございますように、ノシヘプタイドにつきましては、ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されておりました。

今回の評価につきましては、2008年9月、厚生労働大臣より基本法24条2項に基づく評価の要請が行われたところでございます。

評価書(案)につきまして、2月19日から3月20日まで、国民からの御意見・情報の

募集を行いました。

結果でございますが、最後のページに記載がございますように、1通御意見をいただいております。

内容は、ノシヘプタイトのADIの設定に際し、毒性学的ADIと微生物学的ADIとを比較し、より低い方の微生物学的ADIをADIとして採用しているということで、かなり低くなるということで、微生物学的ADIの採用をすることが適当か否かを再度御検討いただきたいということでございます。

専門調査会の回答でございますけれども、抗菌性物質の評価につきましては、国際的な合意といたしまして、通常毒性学的なADIの他に、微生物学的なADI、これはヒト腸内細菌叢に及ぼす影響を評価するための指標として設定されるものでございますが、微生物学的ADIも設定しているということで、それを比較いたしまして、より小さい値を採用することが国際的なコンセンサスということになっております。そのような回答をさせていただきたいと考えております。

いずれにしましても、ADIの変更ということではございませんので、専門調査会の結果をもちまして、管理機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容及び記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、よろしく申し上げます。

よろしいですか。それでは、本件につきましては、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論となりますけれども、「ノシヘプタイトの一日摂取許容量を $0.18\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」ということでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

(6) 食品安全モニターからの報告(平成21年4月分)について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(6) 食品安全モニターからの報告(平成21年4月分)について」、事務局から報告願います。

◆角田勸告広報課長 それでは、お手元の資料6に基づきまして、「食品安全モニター」からの報告(平成21年4月分)について御報告いたします。

「食品安全モニター」から4月中に25件の報告がありました。報告の具体的内容については、2ページを御覧いただきます。

「1. 食品安全委員会活動一般関係」については、1件報告されております。「『食品安全委員会の改善に向けた検討の趣旨』を読んでの感想として、食品安全委員会の改善と、国民の食の安全を守る中心機関としての大きなステップを踏み出すことに期待します」という御意見がありました。

これに対しまして、「皆様の御期待に応えられるように、『食品安全委員会の改善に向けて』を踏まえ、着実に一步一步前進していきたいと考えています」とコメントしております。

「2. リスクコミュニケーション関係」については、6件報告されております。

「食品安全委員会の情報の提供の仕方には、一般の国民には分かりにくい表現が見られ、そのことが委員会そのもののイメージをとっつきにくいものになっています。表現にもっと読みたくなるような工夫を望みます」という御意見がありました。

これに対しまして、「情報提供に係る改善方策として、『食品安全委員会の改善に向けて』の中で、ホームページの掲載情報について、階層化を進めることによって、一般的情報から専門的情報に、必要に応じてリンクできるような構成への見直しを行うなどしております」、3ページ、「いただいた御意見も参考とさせていただきながら、この改善事項を順次実施していきたいと考えておりますので、『食品安全モニター』の皆様からの具体的な御提案をお待ちしています」とコメントしております。

また、「小さな市町村では、情報量や住民に伝えるための手法には、大きな市との格差が生じている現実を感じる。食品安全委員会との距離を縮めるための方策や人材育成の必要性を感じる」という御意見がありました。

これに対しまして、「食品安全委員会では、地方公共団体と協力して、リスクコミュニケーションを育成する人材育成講座を全国各地で開催し、受講された方々が活躍していけるよう、資料提供等に努めているところです。この人材育成講座には、地方公共団体の職員の方も受講されているところです。

『食品安全モニター』の皆様へは、人材育成講座開催の連絡を事前にメールマガジン等により連絡しておりますので、是非御参加ください。また、人材育成講座は、地方公共団体と協力して開催しておりますので、地元の地方公共団体で開催の希望がありましたら、当該自治体に問い合わせをいただきますようお願いいたします」とコメントしております。

『よくわかる！食品安全委員会』のDVDについての感想や、また、「ホームページを

開いた際に、前回よりも情報が増えている気がしました。見やすい工夫、内容の改善や新規項目の追加など、活動状況が把握できます」という御意見がありました。

これに対しまして、「食品安全委員会では、リスク評価結果などの内容を分かりやすく解説したDVDソフトを制作しております」、4ページ、「これらについては、ホームページで閲覧できるDVDを分かりやすくお知らせするために、トップページに各種DVDの映像配信の見出しを掲載しています。

また、各種DVDの貸出申込みの見出しも掲載しています。申込用紙に御記入の上、ファックスで送信していただければ、どなたにでもお貸しすることができます」、下の方ですが、「御指摘いただいたホームページにおける情報提供については、できるだけ見やすく、分かりやすいものとするとともに、リスク管理機関の施策に関する情報も含めた幅広い内容とするよう、引き続き工夫してまいりたいと考えております。

『食品安全モニター』の皆様には、食品安全委員会と地域との橋渡しの役割もお願いしていることから、食品の安全性に関する資料を送付しています。地域での日常生活を通じた情報提供に必要な資料がございましたら、具体的な御要望をお寄せください」とコメントしております。

5ページ、「3. 鳥インフルエンザ関係」については、2件報告されております。

「うずらの鳥インフルエンザについて」、鶏肉や鶏卵を食べて、人が鳥インフルエンザに感染したとの報告例はないと言われているものの、問題ない旨を行政がもっとPRしていく必要がある」という御意見や、「近所の大手スーパーマーケットでは、いまだにうずらの卵が陳列棚に並んでおらず入手できません。風評被害を恐れての販売中止なら、適切な教育及び指導をお願いしたい」という御意見がありました。

これに対しまして、6ページ、「委員長談話を3月2日付けで報道発表するとともに、ホームページや臨時のメールマガジンを通じて、広く国民の皆様呼びかけを行ったところ

です。食品安全委員会のホームページにおいて、このような委員長談話などの『重要なお知らせ』が掲載された際には、臨時のメールマガジンを発行していますので、『食品安全モニター』の皆様におかれましては、これらの情報を活用して、地域への情報提供などをお願いします」とコメントしております。併せて、農林水産省からのコメントを掲載しております。

「4. 化学物質・汚染物質関係」については、1件報告されております。「トランス脂肪酸について、もっと国民に知らせる機会を作る必要があるのではないだろうか。そして、

国として厳しい基準を設ける必要がある」という御意見がありました。

これに対しまして、7ページの中ほどですが、「脂肪の多い菓子類や食品の食べ過ぎなど、偏った食事をしている場合は、平均を大きく上回る摂取量となる可能性があるため、注意が必要ですが、日本人の一般的な食生活の中では、トランス脂肪酸の摂取量は少ないと考えられます。

食品安全委員会では、食品中に含まれるトランス脂肪酸について、科学的知見に基づいて分かりやすく整理したファクトシートを公表していますので、参考としてください」とコメントしております。

「5. 新開発食品等関係」については、2件報告されております。「体細胞クローン牛・豚について、生産過程に不安を残したままでの認可は、時期尚早である」という御意見や、8ページでございますが、「消費者の不安に応えるためには、懇切丁寧に説明して明らかにしていくことが、まず、出発点になるだろう。継続的な議論が必要であろう」という御意見がありました。

これらに対しまして、新開発食品専門調査会のワーキンググループなどでの審議内容を紹介するとともに、下の方ですが、「食品安全委員会では、審議結果について広く国民の皆様から御意見・情報の募集を行うとともに、東京、大阪で意見交換会を行いました。

その後、新開発食品専門調査会において、国民からの御意見・情報の募集結果について審議が行われ、評価書（案）の一部文言を修正した上で、食品安全委員会に報告することとされました。今後、食品安全委員会で審議され、最終的に評価結果が取りまとめられ、評価を諮問した厚生労働大臣に評価結果を通知する予定です」とコメントしております。

9ページ、「6. 食品衛生管理関係」については、3件報告されております。

「新型インフルエンザの発生に伴う豚肉の安全性について」、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省からの情報の提供に対して御意見がありました。

これに対しまして、「当初、豚由来のインフルエンザとして報道され、豚肉・豚肉加工品に対して国民の皆様の間で不安が高まっていたことから、委員長見解を4月27日付けで公表するとともに、ホームページや臨時のメールマガジンを通じて、冷静に対応していただくよう、広く国民の皆様呼びかけを行ったところです。

併せて、ホームページの4月30日更新では、調理の際には、食中毒予防の観点からの一般的な食品の調理の際の注意と同様に、生肉は十分に加熱することなどの衛生的な取扱いに留意していただくよう呼びかけを行いました。

今後も食品の安全性の確保のため、今回の事案のような場合、国民の皆様が過度に心配

しないよう、迅速に分かりやすい情報の提供に努めてまいります」とコメントしております。

併せて、農林水産省からのコメントを掲載しております。

10 ページ、「7. 食品表示関係」については、5 件報告されております。「食品の期限表示について、製造年月日を併記することが必要なのではないのでしょうか」という御意見や、11 ページでございますが、「産地証明書類について、産地証明は業者一任ではなく、国や県が安全性を証明するような仕組みや書類が必要である」という御意見や、食に関する企業倫理と社会的責任についての御意見や、12 ページでございますが、「国産牛肉の個体識別番号の表示について」の御意見がありました。

これらに対しまして、厚生労働省や農林水産省からのコメントを掲載しております。

13 ページ、「8. その他」については、5 件報告されております。

「食べ物による窒息事故を防ぐためには、どうしたらよいか、重要な点、食するときの注意事項を情報として消費者に啓発し、促すことが大切であると考えます」という御意見や、「栄養摂取の手段として、受動的に食べるのではなく、自らの意思と責任をもって食べるように努めたい」という御意見がありました。

これらに対しまして、「こんにゃく入りゼリーに限らず、パンなどの食品を原因とした窒息事故が、子どもや高齢者を中心に発生していることから、事故を防止するためには、摂食に関する注意喚起を行うことが重要です。

このため、食品安全委員会としても、ホームページにおいて、窒息事故を防ぐための情報提供を行っているところです。

また、4月27日付けで、内閣府から、『こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性』に係る食品健康影響評価の依頼があり、5月14日の食品安全委員会で、内閣府国民生活局から説明を受け、審議が開始されました。

その後、食品安全委員会では、『食品による窒息事故に関するワーキンググループ』を設置し、幅広い分野の専門家を招へいし、6月10日に第1回の会合を開催しました」とコメントしています。併せて、農林水産省からのコメントを掲載しております。

15 ページ、このほか、「食育について」などの御意見があり、これらについても関係行政機関に回付しております。

報告は、以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の報告の内容あるいは

記載事項につきまして、御質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

(7) 食品安全委員会委員としてのこの3年間を振り返って

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(7) 食品安全委員会委員としてのこの3年間を振り返って」でございます。

ここにいる当委員会委員につきましては、6月末で3年間の任期が満了となるため、本日の委員会が、このメンバーでの最後の会合となります。

そこで、各委員からこの3年間を振り返って、順にお言葉をいただければと思っております。

それでは、五十音順に小泉委員からお願いいたします。

◆小泉委員 最初でちょっとしゃべりにくいんですが、私、3年間を振り返って、一言で言えば、感謝です。その意味は、この3年間、前の3年間と比べて、非常に案件数が増えたことと、質がかなり難しくなってきたこと、非常に複雑になってきたことだと思います。

それを解決するために、1つは専門委員の先生方が自分の本職だけでなく、内閣府の食品安全委員会の評価のために非常に真面目に一生懸命努力してくださったこと。

もう1つは、事務局のスタッフ、非常に優秀なスタッフがいろんな難しい文献を読破して、評価書(案)をまとめてくださったこと。そういったことに、私は非常に感謝しております。この3年間無事に切り抜けられたのは、そういった方々の御協力なくして成り立たなかったと思っています。

ただ、今後、やはり親委員会の委員としては、できるだけ専門調査会の較差がないように、整合性のあるような評価手法をするというのと、親委員としては、やはり大所高所に立って、総合的に評価書を見ていくという努力というか、そういうことが今後、必要ではないかと思いました。

以上です。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。続きまして、長尾委員、お願いします。

◆長尾委員 少し違う立場でお話したいと思います。私はレギュラトリーサイエンスの活

動をやってきましたが、ここで3年間やらせてもらって、正にサイエンスがベースになっているという意味では、前の管理機関の研究所とはかなり違う本来のレギュラトリーサイエンスができていたと思います。これは、いろいろな専門家が科学的なベースで議論をして、それによってある答えを出していく。そのことが尊重されるということは、この組織の非常によいところだと感じました。今後もこういうことを重ねていって、国民の信頼が高まるようにできたらいいと思っています。

以上です。

◆見上委員長 ありがとうございます。それでは、続きまして、野村委員、お願いします。

◆野村委員 私は3年前に就任いたしましたときに、もちろん、ここは評価機関ですので、科学的で公正中立な評価を進めるための、あまり力にはなりませんけれども、私も何らかの貢献をしたいということが1つと、それからその評価結果を広く国民に理解してもらうということが大切なのではないかとということで就任をさせていただきました。

今、小泉委員がおっしゃったように、私が見ていても、確かに評価内容は、これは事務局の方や専門調査会の委員の皆さんの努力の賜物だと思いますけれども、大変質が高く、国民の前でも誇れる内容であったと思いますけれども、ただ、どんな立派な評価をしましても、それが国民生活に資するものでなければ、私は意味がないと思います。

そういう意味では、私の力不足もありましたと思いますが、まだまだ国民の間にリスク分析に基づく食の安全確保という考え方が本当の意味で浸透してきたか、あるいはリスク評価結果が本当の意味で生かされたかということ、大変私も反省がございます。

是非、7年目以降の食品安全委員会では、そういった点にも力を入れていただきたいと思っています。

どうもありがとうございました。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。引き続きまして、畑江委員、お願いします。

◆畑江委員 最近起こったことで、やはり食品安全委員会というのは、本来の仕事は科学的に根拠に基づいて中立公正な立場からリスク評価を行う機関であるということを改めて再確認するようなことがありました。

専門調査会で本当に深い議論をしているということは、普通の人は知らないということもつくづく思いました。

今後は、どんな議論が行われているかという詳細までは皆さんにお伝えすることはできませんけれども、今後はリスクコミュニケーションに少しお役に立てればと思っております。

以上です。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。続きまして、廣瀬委員、お願いします。

◆廣瀬委員 食品安全委員会が設立されて、自ら評価を含めて既に千百六十何件かの評価を終えてまいりましたけれども、これも食品安全委員会だけではなくて、先ほど小泉先生もおっしゃいましたけれども、調査会の専門委員の方々やその関係者の努力の賜物でありますので、この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

まだ、現在、ポジティブリスト制度関係の案件が多数残っておりますので、できるだけ早く効率的に審議を行っていく必要があると思っております。

それから、農薬を始めとした化学物質関係の調査会では、我々は主に ADI や TDI を決めておりますけれども、それぞれの調査会で無毒性量の概念、発がん性に対する考え方、安全係数を含めた ADI の設定方法に対する考え方などが違う場合があって、非常に困る場合があるので、そこの辺りを調整して、整合性のある評価を行っていくということがいかに難しいということ、2年と少しの間で痛感いたしました。

したがって、現在、作業を行っているガイドライン等をできるだけ早く完成させて、一般の方々にもできるだけ理解できるような整合性のある評価を行っていく必要があると考えております。

それから、ここに来て私は一番印象深く思ったのは、直接リスク評価には関係ないんですが、食育あるいはリスコミに関してなんですけれども、平成 18 年度の中学生を対象とした家庭科の副読本の内容を一昨年見せてもらったんですけれども、その中の一部を御紹介しますと、すごい表現がある。

例えば添加物と農薬の複合は危険である。これは多少、分かるんですけれども、その他、食品を選ぶときには添加物を使用していないか、あるいは少ない食品を選びなさいとか、調理の際、添加物が除去されるように下ごしらえのときにゆでこぼし除毒しなさいとか、添加物の総量規制をして、複合毒性を減らす方向の規制を行うべきだと、できるはずがな

いような表現だとか、それから遺伝子組換え食品になると、これは人体実験であるので非常に危険だとか、更に農薬は自己破壊的であるというような表現。この自己破壊的というのが、どんどん虫や木に対して抵抗性が付いていって、最終的には使える農薬がなくなってしまうという意味らしいんですけども、こういうような表現だとか、残留農薬に関する表では、驚くことに基準値を超えた件数ではなくて、安全性からは全く意味がないような農薬の検出率を記載して、数値を意識的に高く見せているというようなものもあるんです。すべての副読本がこうとは申しませんが、このような大きな誤解を与える内容になっているものがあるということは事実なんです。

したがって、若いころから、このような隔たった知識を教え込まれていると、結局、怖くてできるだけ添加物や農薬、組換え食品などを避けようとするのは当然のことだと思うんです。

そこで、食品安全委員会としては、もう既にリスクミ機関を中心として取組は始まっておりますけれども、若い人に対する教育を通じて、安全性に対する正しい知識を積極的に啓発していくということが非常に重大な課題ではないかと、今、考えております。

以上です。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、引き続き、本間委員、よろしくをお願いします。

◆本間委員 3年間ということでしたけれども、その中で、私は非常に大きな進歩があったように思います。

例えば、今、廣瀬先生が申されたことそのものでございましたけれども、専門調査会の中に作られたいろいろなワーキンググループなり、そういうグループ間での調整といいましょうか、用語なりジャッジの水準を同じにするとか、こういうことは、やはり委員会の方がリードして、なるべくそういう差が生じないような工夫を絶えずしていかなければならないのではないか。それだけプロダクトが増えてきたということだと、私は思いました。

あと、実際にはBSEを背負ってスタートして、途中から更に農薬が乗っかってきてということで、大変な荷物を抱えた中でやっているわけでありまして、私は自ら評価というものは、やはりこれから忘れてはならないのではないか。いい条件のときだけやろうとすると、ろくなことはできないんでありまして、こういう苦勞をしている中で選ぶときの方が、きっといいものを選べる気がいたします。

ですから、数の多少ではなくて、そういう自ら評価という、我々自身の問題意識をきちんと表明することが必要ではないかと思っております。

あと、評価書というのは、私は本当に進歩したと思っております、大学で言うならば、修士論文1つに相当するぐらいのものを事務と専門委員の方々が作っておられるわけでありまして、これが一つひとつの非常に大きな積み重ねになるし、議論も公開されているということは、世間に対して非常に大きな価値を残していると思っております。私、大変いいものを見る機会に恵まれたと思っております。

ありがとうございました。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。6名の委員がそれぞれお話になったことを全部つなぎ合わせたら私のコメントになるような気がしますけれども、それでは、多分許してもらえないと思うので、2、3お話いたします。

3年の間、各種のリスク評価が順調に進みました。それで、先ほど廣瀬委員はちょっと間違っただけですけども、評価が終わったのは750件ぐらいで、評価依頼が1,100件位で、半分以上は済んでいるということです。今まで終了したリスク評価も含めまして、食の安全性確保が一步ずつ、着実に進んでいるということはいずれのことです。

先ほども先生方がおっしゃったように、食品安全委員会のシステム自身の問題ですが、いわゆる各専門調査会の先生方に相当部分ディペンドして評価していただき、本当に献身的な御協力・努力が結局、こういう結果になっていると思っております、この場を借りて感謝したいと思っております。

特に各専門調査会の座長、特に座長というのは大変な仕事で、いろんな意見をまとめていかないと、会議というのは進んでいかないので、本当に感謝しています。当然のことながら、事務局の人たち、または委員の先生方も努力しているんですけども、それは我々の仕事としてやっていることと言え、各人が努力してくださっていることは、非常にうれしいことです。

このように、せつかく3年間うまい具合にと思っていた矢先、つい最近国会同意人事で不愉快なことが起きました。食品安全基本法にも書いてありますように、食品安全委員会は科学的に中立公正に評価をする使命をもっています。要するに、客観的に極めて専門性の高い科学的な評価を行っています。そのことすら分からない、先生方がいるようで、そういうことで、科学的な判断とか、独立性を侵害されたら、食品安全委員会の存在自身がなくなるのではないかと思っております。ここ2から3週間、本当に夜も眠れないといった

らオーバーになりますけれども、本当にあまり面白くないときを過ごしたのは事実です。極めて残念で、こういうことは二度と起きてもらいたくないなというのが、最後、愚痴ではないんですけれども、うっぷんを晴らさせていただきまして、私のコメントは終わりたいと思います。

以上です。

それでは、外に何かございませんか。

◆大久保総務課長 特にございません。

◆見上委員長 ありがとうございます。これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第 291 回会合を閉会いたします。

次回の委員会会合につきましては、新しい委員によりまして、7月1日（水曜日）、木曜日ではありません。時間も10時40分から開催することで準備が進んでおります。

それで、7月2日（木曜日）、本来、食品安全委員会を行う日なんですけれども、それは開催いたしませんので、お知らせします。

また、来週29日（月曜日）14時から添加物専門調査会が公開で、30日（火曜日）14時から農薬専門調査会確認評価第二部会が非公開で開催される予定となっております。

本日は、長い間、どうもありがとうございました。以上で終わります。